令和８年１１月

保護者の皆さま

大阪市教育委員会

こども性暴力防止法に関する制度概要の周知について

晩秋の候、保護者の皆さまにおかれましては、日頃より本市の教育活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

法において、教育委員会がこどもたちを性暴力から守るために日ごろから取り組むこととして、こどもへの面談・アンケートや困った時に相談できる窓口の設置・周知など、性暴力を防ぐための環境づくりや性暴力をすぐに見つけるための仕組みを整えるとともに、こどもと関わる業務を行う教職員に対して、過去に特定の性犯罪をしていないか確認することが義務付けられることになります。

法施行後は、学校園に従事することとなる採用予定者及び現従事者の性犯罪前科の有無を国のシステムを通して確認することになります。

つきましては、制度概要について別紙のとおり周知いたしますので、制度についてのご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

(参考)

こども性暴力防止法に係る制度概要について

(URL：https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000689804.html)